

「方式審査便覧」改訂案に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見の対象	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	押印又は署名を要する手続きに添付する印鑑証明書・署名証明書等の提出の省略対応	押印または署名を要する手続きに添付する証明書の提出の省略については、以下の理由により反対いたします。 理由：三文判であっても本人手続きと認められることとなれば、有印私文書偽造を認めることとなり特許権の維持管理に重大な影響があると考えます。 現在の「押印または署名を要する手続き」についてもその都度印鑑証明書の添付を必須とすべきです。 権利の維持管理をする側にとっても煩雑なことではないと考えています。	御意見ありがとうございます。 令和3年10月29日付け特許庁ホームページ「署名の本人確認措置について」にて御案内のとおり、令和4年1月1日より外国人による証明書類への署名については、本人確認ができる措置を求める運用を行っているところです。 今次の改訂に係る運用変更は、ユーザーの手続上の負担軽減や業務効率化の観点から、令和7年4月1日より本人確認ができる措置の対象を拡充し、措置の対象を押印を要する手続においても認める運用変更に伴うものとなります。 押印が必要な手続においては、実印を使用しなければならないことに変更はなく、使用された印鑑が実印であるかどうかについて疑義がある場合は、印鑑証明書の提出等の追加の本人確認措置を求めることとなります。
2	14.10、14.20	押印が必要な手続きは、偽造被害が多いものとして存続しているため、その実効性を担保すべく、本人確認できる印であることの証明、及び、署名の本人確認措置においては、各手続を行なう代理人の宣誓のみとし、手続者本人の宣誓は除外した方が良く考えます。つまり、以下のように、（）書きの部分は削除した方が良く考えます。 代理人の宣誓は、第三者である弁理士の宣誓であることから、印鑑証明書等に変わる本人確認措置になってい	御意見ありがとうございます。 御指摘のとおり、一部の手続については偽造被害があった場合大きな損失を伴う可能性があるものとして押印を存続しており、その実効性を担保すべく、本人確認できる印として実印を求めています。今次の運用変更後においても、押印を要する手続に実印を求める点に変更はございません。 今次の改訂に係る運用変更は、ユーザーの手続上

		ると思いますが、本人の宣誓は、印鑑証明書等になる本人確認になっているとは思えないため。 14. 10 (2) 本人確認できる印であることの証明 申請書又は添付の証明書類に押された印については、各 手続を行う代理人の宣誓により、使用した印鑑が、本人確認ができるものであることを確認できた場合 14. 20 3. 署名の本人確認措置 署名を要する書面への署名については、各手続を行う代理人の宣誓により、記載された署名が署名者本人のものであることを確認できた場合は、本人確認がされた署名として認める。	の負担軽減や業務効率化の観点から、実印の証明となる印鑑証明書の提出は原則求めないこととし、代わりに押印を要する手続を行う手続者（代理人によらない手続の場合は手続者本人、代理人による手続の場合は代理人）による「本人確認できる印であることに相違ない」旨の宣誓を求めるものです。 当該宣誓や使用された印鑑が実印であるか否かに疑義がある場合には、印鑑証明書の提出等の追加の本人確認措置を求めることとし、本来の名義人ではない者が名義人と偽って手続書類を作成し、宣誓をした上で当該書類を特許庁に提出する行為は、刑法上の罪に問われる可能性がある点についても特許庁ホームページにおいて周知してまいりますので、円滑な手続の実施に向けて御理解の程どうぞよろしくお願い申し上げます。
3	押印又は署名を要する手続きに添付する印鑑証明書・署名証明書等の提出の省略対応	押印又は署名を要する手続に添付する印鑑証明書、署名証明書等の提出を省略可能とする運用変更に対応した、方式審査便覧の改訂であり、ユーザフレンドリの観点から歓迎する。 なお、ユーザが恩恵を受けることができるよう、運用変更と注意点をしっかりと周知していただきたい。 具体的には、代理人がどのような手法で本人確認した上での宣誓であれば十分なのか、確認が不十分だった場合の責任など、具体的な基準や具体例等の周知がなされることを期待する。	御意見ありがとうございます。 今次の改訂に係る運用変更につきましては、特許庁ホームページにおいて十分なユーザー周知を図ると共に、改訂内容に基づいて適切に運用してまいります。

以 上